

平成30年度私立大学関係税制改正に関する要望

平成29年8月2日
日本私立大学団体連合会

【要望の趣旨】

平成30年度私立学校関係税制改正に関する要望に当たっては、政府・与党の税制に関する審議過程において、ここ数年にわたり実現に至っていない項目を中心に要望する。

このうち、特に、寄附文化醸成のための寄附者利便性向上によるインセンティブの付与、社会人の学び直しやリカレント教育の充実、私立学校の学生の経済的負担軽減、教育研究推進に向けた環境整備、熊本地震等で被災した学校法人の復興の優遇措置等を要望する。

【要望項目】

1. 学校法人に対する寄附促進のための措置の創設・拡充

<要望事項>

(1) 学校法人に対する寄附促進のための措置の拡充

- ① 寄附金税額控除の対象法人となるための認定要件の撤廃
- ② 寄附金控除の年末調整の対象化など手続きの改善
- ③ 新入生を対象とする寄附金控除の対象範囲の拡大
- ④ 寄附金所得控除限度額の拡大及び繰越し控除制度の創設
- ⑤ 寄附金控除適用下限額の撤廃

(2) 若手・女性研究者奨励のための寄附税制の創設

(1) 学校法人に対する寄附促進のための措置の拡充

収入の過半を学生からの納付金収入に依存する私立大学にあっては、寄附金収入による安定的な財源の確保は経営基盤の強化のためにも優先して取り組むべき課題である。寄附金収入の多寡は、卒業生や保護者、民間企業など多方面にわたる学校のステークホルダーとどの程度緊密な関係性を構築できているかを示すバロメーターともいえ、金額の多寡にかかわらず、寄附者の裾野の拡大を図ることにより、広く個人からの私立学校に対する寄附促進を図っていくことが、私立学校の教育研究の活性化及びこれを通じたわが国の成長にとって決定的に重要である。

平成27年度及び28年度の税制改正において、個人からの寄附に係る税額控除の対象法人となるための要件（PST要件）に係る緩和措置が講じられたが、教育がもたらす社会的・経済的効果や、わが国の公共財ともいえるべき教育において私立学校が担っている重要な役割及び学校法人の明白な公共性に鑑み、各学校法人の規模や特性にかかわらず、すべての学校法人への個人寄附者が寄附に係る税額控除を受けることにより、とりわけ小規模な法人が寄附を一層集めることができるよう、引き続きPST要件の撤廃を要望する。

また、寄附税制に係る措置の拡充や寄附控除の手続きの簡素化により、私立学校への寄附の拡大に結びつくことが考えられるとともに、少額寄附者・多額寄附者の拡大によって、わが国の寄附文化を醸成し、多くの国民から広く寄附を得られる環境を整えることが可能となる。学校法人への寄附金控除については、他の多くの控除が年末調整で手続きができ

るにもかかわらず、確定申告を行うこととされており、特に少額寄附者にとっては、その手続きの煩雑さや移動費等のコストが、税制優遇の効果を低めていると思われる。そこで、広く寄附者が税制優遇のメリットを享受できるようにし、より寄附を行いやすい環境の充実や寄附文化の醸成を図るため、年末調整による寄附金控除を可能とするなどの手続きの大幅な改善を要望する。

併せて、入学後の4月1日以降、新入生またはその保護者から受ける学校法人に対する任意（入学前に予約が行われていないもの）の寄附金（新入生のみを対象にしたもの）についても寄附金控除の対象とすることを要望する。

加えて、所得控除限度額の上限（所得の40%）を米国並みの50%までに拡大するとともに、控除限度額の上限を超えた場合に5年間を限度に繰り越して控除すること、また現行の控除対象寄附金の適用下限額（2千円）の撤廃を要望する。この措置により、母校の教育研究活動に資するため多額の寄附をしようとする寄附意欲の高い卒業生など、潜在的な多額寄附者を掘り起こし、多額寄附の途を閉ざさない社会的環境の整備が促進され、米国の寄附税制と同程度の措置を講ずることにより、国際的な競争環境が整備される。

（２）若手・女性研究者奨励のための寄附税制の創設

日本私立学校振興・共済事業団では、私立大学の若手・女性研究者への支援を拡充するため、「若手・女性研究者奨励金」を創設した。この制度は、社会全体で若手及び女性研究者の取り組みを支援する仕組みを構築することが重要であるという観点から、財源については、現在、幅広く寄附募集を行っており、平成30年度に初めて資金を交付する計画である。

本制度は、私立大学における研究能力・研究意欲を高めることに大きく寄与し、私学振興に資するものであり、この制度発展のためには企業等が意欲的に「若手・女性研究者奨励金」に対して寄附を行う環境を構築することが不可欠であることから、本奨励金への寄附については、法人の寄附金の全額が損金算入の対象となる等の指定寄附金として取り扱うことを要望する。

２．教育費に係る経済的負担軽減のための措置の創設・拡充

<要望事項>

- ① 社会人の学び直しに係る税制上の優遇措置の創設
- ② 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充
- ③ 教育費の所得控除制度の創設
- ④ 教育費の負担軽減のための扶養控除の拡充

国民一人ひとりがその生涯において何度も学ぶことができ、再チャレンジの機会を持てる「学び続ける社会」の基盤を強化するためには、高等教育への政策的な財政投資が必要である。私立大学は、学部学生の約8割の学生を育成し、全国に数多く設置されていることから多くの社会人学生が在籍する。「学び続ける社会」の形成に向けて、私立大学で学ぶ社会人学生の受講費用等について、所得控除の拡大を図るなど、社会人の学び直しに係る税制上の優遇措置を要望する。

また、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は、学生等の教育資金を確保するための有効な世代間資産移転促進の措置である。本措置においては、利用者のニーズも高

いことから、社会人の学び直しの推進や教育を受ける機会の拡大に向け、「受贈者が30歳に達したこと」をもって教育資金口座に係る契約が終了することとされている年齢制限を撤廃すること、また直系尊属（祖父母等）以外から贈与を受けた場合にも贈与税非課税の対象とすることなどの条件の見直しを要望する。

さらに、天然資源に乏しいわが国が、今後も持続的発展を遂げるための方策は、多様な価値を追求する“一人ひとり”の生産性を向上させることをおいてほかにはない。すべての学生等がひとり親家庭、多子世帯といった家庭環境、経済的環境、さらには地理的環境等の要因によって進学を断念することなく、能力と希望に応じた教育を受けられる環境を整備しなければならない。そのためには教育費支出の大きい世帯の税負担の一層の軽減を図り、特に私立学校は、在学生の学費支弁者が当該私立学校に係る学費だけでなく、税を通じて国公立学校の在学生の学費についても二重に負担を強いられているという現状を踏まえ、私立学校への優遇措置として私立学校に対する教育費の所得控除制度の創設や教育費の負担軽減を目的とした特定扶養控除の拡充を要望する。

3. 学校法人の健全な財政基盤の確立に向けた優遇措置の創設・拡充

<要望事項>

- ① 資産運用収益に対する非課税措置等の維持・拡充
- ② 日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う借入金に係る印紙税の非課税措置の創設
- ③ 消費税に係る負担軽減のための特例措置の創設

私立学校のさらなる財政基盤強化に向け、学校法人の資産運用収益（利子所得等）に対する非課税措置の維持・拡充など現行の特例措置の維持・拡充を要望する。

加えて、学校法人が日本私立学校振興・共済事業団を通じて借入れを行う際の契約書等に係る印紙税について非課税措置とすることを要望する。

消費税にかかわっては、税率の段階的な引き上げは私立学校全体に過重な負担増を強いることとなり、学校法人の経営に及ぼす影響は大きい。私立学校の教育研究の質を低下させないため、消費税に係る私立学校の負担を軽減するための特例措置の創設を要望する。

4. 熊本地震・東日本大震災により被災した学校法人の復興のための特例措置の拡充

<要望事項>

- ① 被災した学校法人に対する寄附の特例措置の創設
- ② 被災した私立学校の入学者に対する教育費の税額控除制度の導入
- ③ 被災した学校法人の復興に係る費用の消費税減免措置の創設

平成30年度以降の復興財源確保の検討において、被災した学校法人の復興支援を目的とした寄附の一層の促進に資する措置の創設を要望する。

被災した私立学校の入学者に対する教育費の税額控除制度の導入、さらに被災した学校法人の教育研究用の施設の建設費や備品等の購入に係る消費税の減免措置を講じる税制上の優遇措置の創設を要望する。

平成30年度税制改正要望

私立大学等への寄附に係る寄附金控除の年末調整対象化

日本私立大学団体連合会

要望内容

私立大学等に対する寄附に係る寄附金控除の 手続きを年末調整の対象とする

現 行

【確定申告】（手続きが煩雑）

- ・ 寄付者が確定申告書類の作成
- ・ 申告書類等の税務署への提出（持参・郵送）または電子申請



改正要望

【年末調整】（手続きを簡素化）

- ・ 寄附者が職場にて控除等申告書に記入・提出



目標・効果

- ◆ 寄附者の控除手続きに係る負担の軽減
 - ⇒ 私立大学等への寄附に係る税制優遇の効果を最大限に発揮
 - ⇒ 少額寄附を中心に私立大学等に対する寄附が増加
- ◆ 寄附文化の一層の醸成
 - ⇒ 私立大学等に対する広く社会からの支援を実現
 - ⇒ 学校法人等における財政基盤の確立・強化



背景・現状

- 学校法人の経営環境を安定させ、時代に則した質の高い教育研究を行うためには、学納金収入のみに頼らない多様で強固な財政基盤の確立が不可欠
 - ⇒ 積極的な寄附金の獲得が必要
- 確定申告は手続的に煩雑であり、特に少額寄附者にとっては控除額に比して確定申告に係るコスト・負担が大きい
 - ⇒ 税制優遇の効果を低減
- 学校法人への寄附の件数・金額は増加傾向にあるが、特に小規模な学校法人においては税額控除制度等の一層の活用が求められる状況
 - ⇒ 税額控除対象法人となるための認定要件の見直し